

配 慮 市 長 意 見 書

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業に係る計画段階配慮書(以下「配慮書」といいます。)に関する横浜市環境影響評価条例第 44 条第 2 項の規定により読替えて適用される同条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 林 文子

第 1 事業計画の概要

1 都市計画決定権者の名称及び当該第 1 分類事業を実施しようとする者の名称等

(1) 都市計画決定権者

名 称：横浜市

(2) 第 1 分類事業を実施しようとする者

名 称：横浜市

代表者：横浜市長 林 文子

所在地：横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

2 事業の名称及び種類

名 称：(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業(以下「本事業」といいます。)

種 類：運動施設、レクリエーション施設等の建設(都市公園の新設)(横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業)

3 事業を実施しようとする区域(以下「計画区域」といいます。)

横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町

4 事業の目的

本事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施するものです。

5 事業の内容

(1) 計画区域の敷地面積等

ア 敷地面積：約 63 ヘクタール

イ 形質変更区域面積：約 63 ヘクタール

(2) ゾーン構成

計画区域は旧上瀬谷通信施設の4つの土地利用ゾーンのうち「公園・防災ゾーン」と「観光・賑わいゾーン」の一部に位置します。「公園・防災ゾーン」においては国際園芸博覧会のレガシーを継承し、憩いの場や安全安心となる場を、「観光・賑わいゾーン」においては公民連携による観光と賑わいの拠点となる場を整備します。

(3) エリア構成

計画区域のエリア構成について、相沢川の東側は、現況の平坦で広大な敷地を国際園芸博覧会で活用したのち、公園利用の中心となる「エントランス・スポーツエリア」、「広場エリア」を配置します。和泉川流域は、瀬谷市民の森との連続性を活かし、現況の和泉川源流沿いや谷の地形を保全した「みどりの発信拠点エリア」、「森のレクリエーションと農のエリア」、「自然環境保全エリア」を配置します。環状4号線周辺及び相沢川西側は、公民連携の拠点として、「公民連携推進エリア」を配置します。

第2 地域特性

計画区域が位置する旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接收され、平成27年6月30日に全域が返還された約242ヘクタールの米軍基地の跡地です。この旧上瀬谷通信施設においては環境影響評価法に基づく「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」、相模鉄道本線の瀬谷駅周辺から旧上瀬谷通信施設周辺にかけては横浜市環境影響評価条例に基づく「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」が本事業と同時期に進められています。

本事業の計画区域の大部分は市街化調整区域に指定されており、土地利用としてはその他の農用地が占めています。

計画区域内を大門川と相沢川が、計画区域の南側近傍に和泉川が流れており、計画区域にはホタルの生息確認地域や湧水が分布しています。計画区域の南東側周辺には、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森」や「上川井市民の森」等が広がり、計画区域は「横浜市水と緑の基本計画」における「緑の10大拠点」である「川井・矢指・上瀬谷地区」に位置づけられています。

計画区域内には南北に環状4号線（上瀬谷線）が通り、計画区域周辺の南側は市街地が形成され、住宅地や公共施設等が存在しています。また、相模鉄道本線の瀬谷駅が計画区域近傍に位置しています。

第3 意見

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

1 全般的事項

- (1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討している事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- (2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- (3) 「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性を踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。
- (4) 関連する「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。
- (5) 本事業の計画区域の設定と旧上瀬谷通信施設の土地利用ゾーンの関連性について、土地利用の時間経過も含めて、適切に分かりやすく方法書に記載してください。

2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「9 運動施設、レクリエーション施設等の建設」】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】
 - ア 旧上瀬谷通信施設全体の事業実施による生態系への影響が想定されることも踏まえ、生物多様性の観点から、各エリアの整備を検討してください。
 - イ 公民連携推進エリアにおいては、自然環境保全エリアの生態系に配慮し、相沢川を生かした整備を検討してください。
- (2) 計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供【配慮事項(3)】

一部供用後も工事が予定されていることから、利用者の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者への適切な情報提供に努めてください。
- (3) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造【配慮事項(5)】

自然環境の保全が継続的に行われる機能を有する施設の設置など、公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討してください。
- (4) エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用【配慮事項(6)】

太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系及び景観に配慮するとともに、安全面にも考慮した配置や規模となるよう努めてください。

(5) ヒートアイランド現象の抑制【配慮事項(8)】

グリーンインフラの整備について、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。

(6) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮【配慮事項(10)】

利用者に対するマイカー以外の交通手段の利用促進を図るとともに、それらに応じた対策も検討してください。